



平成 24 年 6 月 26 日

各 位

株 式 会 社 平 賀  
代 表 取 締 役 社 長 中 村 則 丈  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 8 6 3 )  
問 い 合 わ せ 先  
取 締 役 管 理 本 部 長 柴 田 憲 一  
T E L ( 0 3 ) 3 9 9 1 - 4 5 4 1

## 分配可能額を超えた平成 23 年 3 月期末の配当金に関する再発防止策等について

当社は、平成 24 年 5 月 28 日付け公表の「平成 23 年 3 月期の配当金について」によりお知らせいたしました、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し、結果として、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成 23 年 3 月期末配当金の支払いをしたこと（以下「本件」）に関して、社内調査委員会より平成 24 年 5 月 30 日に調査報告書を社外調査委員会へ提出いたしました。提出した調査報告書につきまして、外部調査委員会より評価、提言及び再発防止策について報告書を受領いたしました。報告書の内容につきましては、平成 24 年 6 月 8 日に公表いたしました「外部調査委員会調査報告書の公表について」をご覧ください。この報告書に記載されている提言に基づき、今後の再発防止策等についてご報告いたします。

### 記

#### 1. 外部調査委員会より指摘された原因及び提言

(1) 外部調査委員会より指摘された原因は、以下のとおりでございます。

- イ 「剰余金の処分」の議案の審議において、以前から分配可能額に関する計算書が作成されておらず、取締役会、監査役会それぞれにおいて、分配可能額についてのチェックができなかった。
- ロ 自己資本比率 25.5%、1 株当たり純資産額 296.37 円と財政状態が安定しており、本件を定時株主総会に付議することを承認した取締役会において、起案取締役も異常に気付かず議案を説明し、その場に出席した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気付かなかった。
- ハ 決算実務担当部署である経理課において、会社法改正（平成 18 年改正）による正当な配当金の算出方法を正しく理解していなかった。
- ニ 分配可能額の計算に関して、関係部署間での役割分担・責任の所在が明らかにされていなかった。
- ホ 外部の専門家に対する無形の依存度が高いことにより、株主総会招集通知（計算書類等）について、会計監査人等外部専門家に対し依存感があり、自らの専門的な知識の向上及び再確認の意識に欠けていた。

(2) 外部調査委員会よりいただきました提言は、以下のとおりでございます。

本件は、会社において、剰余金の配当における分配可能額の確認を怠ったことが直接の原因であり、それ自体の再発を防止する方策については、分配可能額の確認を怠らない仕組みを作ることと十分である。しかしながら、本件が法令に違反することを発見する機会（株主総会での審議を除く）が、以下①ないし④のとおり存在し、それらの各過程における間接的な原因として以下イないしホの事情が認められた。

- ① 代表取締役が取締役に提案する配当議案を作成するまでの過程
- ② 取締役会における配当議案の株主総会への付議の審議過程
- ③ 監査役会において（あるいは、監査役により）定時株主総会に上程される配当議案が法令・定款に違反していないことを確認する過程
- ④ 配当議案を掲載した定時株主総会招集通知の作成過程

間接的な原因として認められた事情は以下であります。

- イ 每期分配可能額の検証をすべきという意識の欠如
- ロ 每期1株当たり30円の配当が当然であるという認識
- ハ 管理体制の不十分さ
- ニ 役員の役割分担の不適切さ
- ホ 外部専門家への依存

これらの事情が存在する以上、同様の事態が発生する危険が潜んでおり、そのような事情の解消が再発の防止には不可欠であると考えられる。

## 2. 再発防止策

外部調査委員会のご提言を真摯に受け止め、再発防止策として、当社といたしましては、今後の対応と実施時期を次のとおりといたします。

### (1) 適正な体制の整備

- イ 剰余金の配当を行う議案を株主総会に付議するまでのいくつかの過程における責任と権限の所在の明確化。
- ロ 剰余金分配可能額が存在するか否かが明確に示された資料の作成。
- ハ 社内規定や業務フローの整備。

以上の件は、至急対応し、当第1四半期から採用する予定であります。

### (2) 固定観念の除去

每期、1株あたり30円の期末配当を実施することが役員、あるいは、会社の責務であるとの固定観念の除去。

この固定観念によって、本来あるべき剰余金の配当は、法律上の制約を受け、資金の状況、業績等に応じて、取締役会において株主総会への上程を決議すべきものであるとの認識が欠如していたため、役員がそのような現実について正確に認識する必要があります。

以上の件については、3ヶ月以内に顧問弁護士や公認会計士等の専門家による第1回目のセミナーを開催し、固定観念を払拭するとともに、正しい知識を取り入れる体制を確保してまいります。

### (3) 管理部門の充実

相応な法律あるいは会計の専門的知識を必要とする業務が存在するので、これらの業務に対応しうる人材の充実を図る。

イ 専門的知識を有する人材の追加採用。

専門的知識を有する人材の採用は、急務ではありますが、慎重に対応してまいります。

ロ 現状の従業員に対する教育の強化。

顧問弁護士や公認会計士等の専門家によるセミナーを3ヶ月以内に第1回目を実施し、年に複数回実施してまいります。

### (4) 役員の適正な役割分担

会社においては、平成21年に発覚した不祥事により、突如、代表取締役が退任するなどしたため、取締役の構成が最適とは言い難い状況にある。

上記不祥事に関連する訴訟が次々と提起され、その対応に迫われ、期待されている職務に専念することが十分にできていない状況にある。

以上の実態を踏まえ、早期に役員の構成及び役割の分担について再検討を行い、それぞれが担当する職務に専念できる環境を確保します。

また、平成24年6月28日開催予定の第57回定時株主総会において、常勤監査役1名増員の議案を付議しており、より一層、体制強化を確保する所存であります。

### (5) 外部専門家への依存の解消

社内業務と専門家に依頼すべき業務を詳細に分け、また、正確に把握することによって役割分担や責任を明確にいたします。

イ 外部専門家の責任の範囲の明確化

ロ イによって外部専門家に判断を委ねられない業務に対する対応

ハ 外部専門家の責任の範囲外で、会社が責任を負う事象があるとの意識の向上

以上の件は、早期に対応し、当第1四半期から採用する予定であります。

## 3. 本件関係者の対応

本件に関する責任を示すため、平成23年6月29日開催の第56回定時株主総会決議議案「剰余金処分の件」を付議、審議した取締役及び監査役は、以下の内容による対応をいたしますとの申し出を受けております。

(1) 取締役及び監査役は、月額報酬の減額

(2) 取締役及び監査役は、平成23年3月期の受取配当金の返還

(3) 取締役及び常勤監査役は、役員退職慰労金の一部返上

これらを踏まえ、今後当社として具体的な取り扱いを決定してまいります。

## 4. 今後の見通し

平成24年6月8日に公表いたしました「資本準備金及び利益準備金の額減少に関するお知らせ」のとおり、配当可能額の充実を目的とした手続きを実施しております。

また、本件発生の事態を真摯に受け止め、再発防止策を実施するとともに、内部管理体制の構築に努めてまいりますので、関係の皆様方にはご理解の程お願い申し上げます。

以 上